

柏崎市過疎地域持続的発展計画の策定について

1 現行計画について

- ・現過疎地域持続的発展計画（以下、「過疎計画」という。）の計画期間は、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間であり、今年度で終了する。
- ・過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、対象外となった旧高柳町及び旧西山町はいわゆる「卒業団体」となったが、令和 3 (2021) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 6 年間は、経過措置として財政上の特別措置等の過疎法の一部規定が準用されている。
- ・経過措置の適用を受け、引き続き過疎対策事業債（以下、「過疎債」という。）を活用するために、もう 1 年分過疎計画を策定する必要がある。

2 新たな計画の策定について

- ・計画期間は令和 8 (2026) 年度の 1 年間
- ・方針は変更せず、時点修正に留める。
- ・記載項目は、総務省発出の過疎地域持続的発展市町村計画等の作成例に準じる。
- ・1 年間の計画であることから、登載する事業は、令和 8 (2026) 年度当初予算に計上される事業を基にする。

3 今後のスケジュール案

時 期	内 容	
令和 7 (2025) 年	11 月下旬以降	高柳町地域へ説明 西山町地域へ説明
	12 月 17 日	総務常任委員協議会
令和 8 (2026) 年	1 月	県と事前協議
	2 月	市議会 2 月定例会議